

## トピックス ～ 賃上げ促進税制の概要及び改正による変更点 ～

令和4年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主にあつては、令和5年及び令和6年）を対象として、中小企業向け賃上げ促進税制についての改正がありました。今号では、賃上げ促進税制の概要と今回の改正による変更点について改めてご案内します。

詳しくは、当事務所にお尋ねください。

### 1. 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制とは、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度のことです。主なポイントは、雇員給与等支給増加割合が前年度と比べて1.5%以上増加していることです。

### 2. 税額控除額について

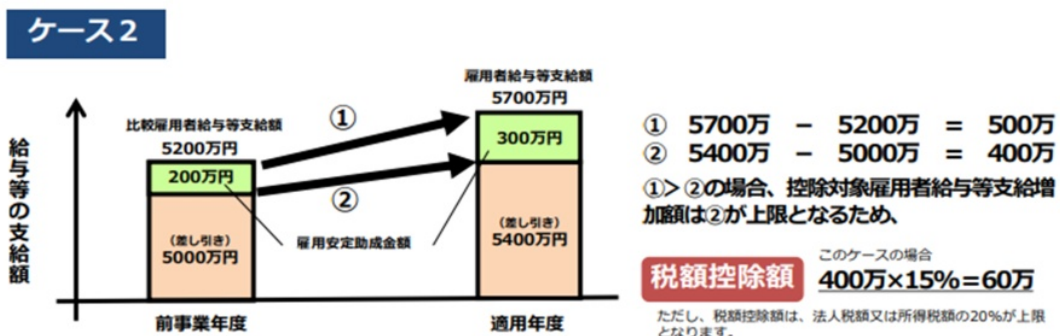
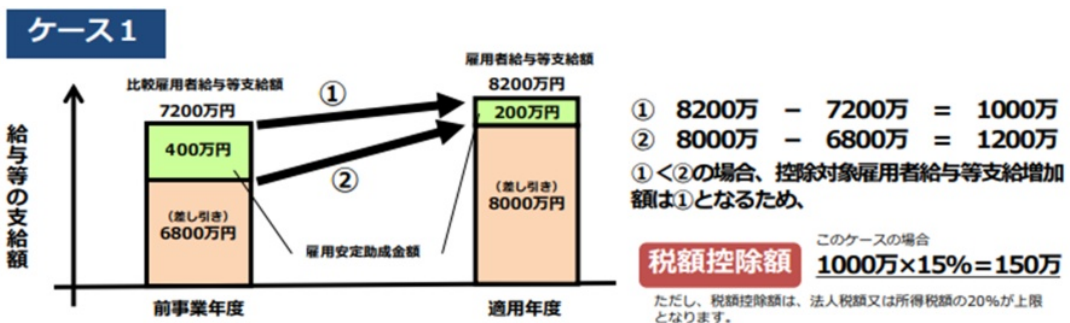
賃上げ促進税制を適用することができることになった場合、具体的な税額控除額は以下の通りになります。

税額控除額＝「控除対象雇員給与等支給増加額」×15%

但し、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

「控除対象雇員給与等支給増加額」とは、本税制を適用しようとする適用年度の「雇員給与等支給額」から前事業年度の「比較雇員給与等支給額」を差し引いた金額をいいます。尚、「雇員給与等支給額」及び「比較雇員給与等支給額」に、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（一般的には、出向負担金の受入額）がある場合（雇用安定助成金額を除く）、その金額を控除して計算行います。

以下、控除対象雇員給与等支給増加額の具体的なケースを2つ紹介いたします。



### 3. 本改正による主な変更点について

新制度	「雇員給与等支給額」が前年度比べて2.5%以上増加	控除率 +15%
	教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	控除率 +10%

新制度では、経営力向上要件の廃止及び教育訓練費増加要件に係る明細書の添付義務が保存義務に変更されるなど上乗せ要件が簡素化され、最大控除率が40%に引き上げられました。

(猛) 残暑お見舞い申し上げます。

気候変動の影響が顕著となり、日本のみならず、世界中が異常気象に見舞われております。遠からず、日本の四季のうち、春と秋の季語も忘れ去られてしまいかねません。杞憂であることを願うばかりです。

今月号はつぶやきも手抜きして、小生の6月の名古屋税理士会総会での発言が8月号会報に掲載されておりましたので、以下に切り張りした記事を「つぶやき」に代えさせていただきます。

(要望)

名古屋中村支部所属橋本博孔税理士会員から、「今般の税理士法改正は時宜にかなったものと評することができるが、残念ながらテクニカルな改正でマイナーチェンジにとどまっている。そこで、税理士制度が80周年を迎える今日、20年後の100周年を見据え、今後の税理士法の抜本的な改正を本格的に検討していただきたいと考えている。かつて、士業の業務独占権が議論された時、税理士制度は残念ながら『あれば便利な制度』と位置付けられ、『なくてはならない制度』という認識には至らなかった。一方この3年間、コロナ禍で政府は売上の落ちた中小企業等に対する緊急支援策として、『持続化給付金』『一時支援金』『事業復活支援金』を累計7兆4千億円投入している。中小企業等にとって、大いに助かっているのも現実であるが、極めて残念なことに不正受給が後を絶っていないことも事実である。つい最近の報道でも、2億円を超える組織的な不正受給が明らかになっている。これは、まさに氷山の一角であり、見逃されている事案を含めれば、おそらく数十億円を超える税金が不当に搾取されていると思われる。この原因は、申請段階での会計専門家による関与が法的に十分に手当てされていないこと、加えて、チェック機関が会計の専門家団体ではなく、商業ベースの大手人材派遣会社や大手広告代理店が実質的に担っていることにより、二重にわたって専門家のチェックを受けていないことが原因であると考えざるをえない。ここで特に参考になるのが、税理士制度の先達であるドイツにおいて、現に税理士が果たしている役割である。ドイツの多くの州で税理士は重要な社会インフラとして、ライフラインに関わる重要な職業と認定され、緊急事態宣言下であっても、税理士及び税理士事務所の職員は外出禁止令から除外され、ロックダウンされた都市でも税理士の職業活動は制限されていないと報道されている。なお、ここでいうライフラインに関わる重要な職業とは、社会が機能していくために不可欠な活動をしている職業を指し、もしその機能が停止又は機能不全に陥ると

長期的な社会活動の供給不足、公安維持に対する著しい問題が生じるような組織・施設であると提示されており、税理士の機能として、以下の3点が認定されている。①税理士は税法に関する補助機関であり国家財政の確保に高い程度で寄与している。②甚大な影響を受けている中小企業にとって税理士はさまざまなコロナ支援措置等の第一の相談相手であり、支援措置の一部は税理士の介入なしでは得られないものもある。③ドイツの財政行政は常に正確な税金の申告を必要としており、税理士は国の安定に不可欠の存在である。この結果、ドイツでコロナ禍において支援の申請ができるのは、税理士の他、会計士、弁護士を介在させた電子申請のみであり、税理士等が連邦政府の専用ウェブサイトを通してしか申請できないこととなっている。なお、詳細は本会会報誌12月号『論壇』に掲載されているので、改めて参照いただきたい。いずれにしても、税理士制度が『なくてはならない制度』として社会貢献を果たすにとどまらず、重要な社会インフラ、産業インフラとなって、ライフラインに関わる重要な職業として、国家的事業の補助金等の業務に関し、税理士法上の業務として法的に位置付けられることを目指さなければならないものと確信している。具体的には、税理士法第1条に付随業務として追加する。あるいは、税理士業務と同等と位置付けて会則の規定を新設する、といったことが考えられる。もとより、生半可な努力では到底なしえないことであり、本会執行部には、日税連、日税政さらには全国の税理士会員と英知を結集しての理論構築とともに、粘り強く実績を積み重ねて関係機関に働きかけていただきたい。」旨の要望があった。

